

(参考資料)

県健康長寿関連計画における奈良県健康長寿共同事業に関連する取組の掲載状況

計画名称	期間	事業に関連する取組の掲載内容	策定担当課	備考
なら健康長寿基本計画	H25～ (10年)	○介護予防と連携した運動実践の支援 ○誤嚥性肺炎に関する普及啓発 ○高齢者の口腔ケアの充実 ○奈良県健康長寿共同事業実行委員会で開発された誤嚥性肺炎の予防体操の普及 (取組例)P21、P34、P39	健康づくり 推進課	健康増進 法第8条 第1項
なら歯と口腔の健康づくり計画	H25～ (10年)	○高齢の人が集まる公民館等での歯科検診や歯科口腔保健指導を実施します。 ○誤嚥性肺炎予防対策等、高齢者の健康づくりの取組を研究し、その成果の活用を図ります。 (施策)P34 実施主体:県、広域連合	健康づくり 推進課	歯科口腔 保健の推 進に關す る法律第 13条、なら 歯と口腔の 健康づくり 条例第8条
奈良県保健医療計画	H25～ (5年)	○高齢の人が集まる公民館等での歯科検診や歯科口腔保健指導を実施します。 ○誤嚥性肺炎予防対策等、高齢者の健康づくりの取組を研究し、その成果の活用を図ります。 (具体的な取組策)第9章第9節2(4)	地域医療 連携課	医療法第 30条の4
奈良県高齢者福祉計画及び第5期奈良県介護保険事業支援計画	H24～ (3年)	○介護予防に携わる職員等の資質向上を図るとともに、地域ごとの状況に応じた運動や低栄養を改善する食生活、口腔ケア及び嚥下の訓練などの指導・普及啓発等の実践的取組を展開。 (施策の展開)P37 実施主体:県、広域連合、市町村	長寿社会課	老人福祉 法第20条 の9、介護 保険法第 118条
奈良県医療費適正化計画	H25～ (5年)	○歯・口腔の健康づくりのために、地域の歯科医師・歯科衛生士、職場、学校等と連携し、ライフステージに応じた普及啓発を進めます。 ○地域のニーズや実情に応じて、専門家による多様なプログラムを実施するなどにより、高齢者を対象とする口腔ケア、低栄養の改善、運動機能(転倒予防、筋力保持、誤嚥予防)の維持を図る取組の普及を促進します。 (具体的展開例)P38、P39	保険指導課	高齢者の 医療の確 保に關す る法律第 9条第1項